

令和8年度 第1回 平塚市バリアフリー推進協議会 議事録

1 日時:令和8年6月30日(火)14時00分～14時50分

2 場所:平塚市役所本館 519会議室

3 議題

(1) 令和7年度事業実績及び令和8年度事業予定について【資料1・参考1】

(2) 平塚市バリアフリー基本構想に基づく事業計画(令和4年度～令和7年度)事業評価について【資料2】

(3) 生活交通改善事業(バリアフリー化設備等整備事業)令和8年度事業計画(案)について【資料3・4・参考2】

(4) 情報提供及び要望事項について【資料5・6・参考3】

【構成員所属・氏名等】(*印は前回会議からの変更)

所 属	役 職	氏 名	備考
国土交通省 関東運輸局 神奈川運輸支局	首席運輸企画 専門官	ふじもと なおこ 藤本 直子 *	
国土交通省 関東地方整備局 横浜国道事務所 交通対策課	課長	よしざき ゆういち 吉 崎 雄一 *	
平塚警察署 交通第一課	課長	こたか こうだい 小高 亙台 *	
神奈川県 平塚土木事務所 工務部 道路維持課	課長	とりさわ きよし 鳥澤 清志	かとう いちろう (代理)副技幹 加藤 一郎
平塚市老人クラブ連合会	会長	ふくおか みつお 福岡 光夫	
平塚市障がい者団体連合会		まえだ みちこ 前田 美智子	
平塚市自治会連絡協議会		もり ゆきお 森 幸男	
平塚商工会議所	常議員	くわがき こういち 桑垣 浩一 *	(欠席)
平塚市商店街連合会	副会長	よこやま しゅんいち 横山 俊一	
平塚市社会福祉協議会	常務理事兼 事務局長	しげた まさみ 重田 昌巳 *	
神奈川県立 平塚盲学校	副校長	ふたみ ひろあき 二見 浩明	あわの よしみ (代理)教頭 栗野 佳美
東日本旅客鉄道株式会社 横浜支社 企画総務部 経営戦略ユニット	担当課長	こくぶ ひろき 国分 宏樹	(欠席)
神奈川中央交通株式会社 運輸営業部	課長	どばし えいじ 土橋 英二 *	
一般社団法人神奈川県タクシ ー協会 相模支部平塚地区会	事務局長	かわはら たかはる 河原 貴治	

平塚市 まちづくり政策部	部長	おざわ いさお 小澤 勲	(座長)
平塚市 土木部 道路管理課	課長	にしやま むつひこ 西山 睦彦 *	
平塚市 土木部 道路整備課	課長	ふるべ えいじろう 古部 永二郎	
平塚市 都市整備部 みどり公園・水辺課	課長	あ べ ともたか 阿部 智孝	
平塚市 都市整備部 総合公園課	課長	てらしま たくや 寺島 拓哉	
平塚市 学校教育部 教育指導課	課長	こつか ゆうほ 小塚 祐歩	
平塚市 福祉部 福祉総務課	課長	わきた あつし 脇田 篤史	

(敬称略)

【事務局(平塚市 交通政策課)】

課長 市川 徹、課長代理 海老澤 建志 ほか担当2名

(1) 令和7年度事業実績及び令和8年度事業予定について【資料1・参考1】

【資料1・参考1】を用いて、事務局から事業ごとに説明を行った。

【座長】

議題(1)令和7年度事業実績及び令和8年度事業予定について、事務局から説明を行い、補足等があれば、各事業者から説明をお願いします。

【事務局】

●公共交通特定事業

○ 鉄道事業

① 定期的なバリアフリー設備の点検

昇降設備(エレベーター・エスカレーター)の法定点検を、令和7年度は計画通り、12回実施しました。令和8年度も同様の予定です。

① 可動式ホーム柵の設置

今年度の事業予定はありませんが、平塚駅1・4番線につきまして、令和9年度の供用開始を目指して進めています。

② バリアフリーやサービスについての勉強会等

平塚駅サービス勉強会を、令和7年度は計画通り、12回実施しました。今年度も同様の予定です。

③ サービス介助士の資格取得の推進

令和7年度は、平塚駅社員のサービス介助士について、1名が資格取得しました。今年度

も継続して推進いたします。

○ バス事業

① ノンステップバスの導入

令和7年度は計画通り、5両導入しました。神奈川中央交通平塚営業所におけるノンステップバスの導入率は、約84%となりました。今年度は、ディーゼルバス7両と電気バス4両の合計11両のノンステップバスを導入する計画です。

② 利用環境の向上

令和7年度の実績はありませんでした。今年度も利用環境の向上を検討して参ります。

③④ 社員教育の実施

令和7年度は年間教育計画に基づき、高齢者疑似体験、車椅子利用のお客様への対応に関する座学を含む体験教育を1回以上実施しました。

今年度も引き続き、月次教育を実施する他、高齢者疑似体験、車椅子利用のお客様への対応に関する体験教育の実施を予定しています。

○ タクシー事業

① UDタクシーの導入

令和7年度は、平塚市内事業者7社において各社3台、合計21台導入の計画に対し、実績は26台導入となりました。これにより、市内事業者のUDタクシーの導入率は約30%となりました。内訳は資料記載のとおりです。

今年度は、市内事業者7社で各社3台、合計21台を導入する計画です。

② 情報の共有、各社の連携

令和7年度は月1回の平塚地区会での情報共有を行い、年12回実施しました。今年度も同様に実施してまいります。今年度も随時実施して参ります。

③ 乗務員教育の実施

令和7年度は計画通り、月1回の乗務員教育を年間12回実施しました。今年度も同様に実施してまいります。

●道路特定事業

各路線について、令和7年度は適切な歩道の維持管理及び歩道上の不法占用物等に対する指導及び撤去に努めました。今年度も引き続き同様に取り組んで参ります。

なお、経路番号9 海岸南中線の巻き込み部の改修と視覚障害者用誘導ブロックの設置、経路番号19 三島神社後谷線の踏切道内視覚障害者誘導表示(エスコートゾーン)については、令和8年2月に開催した前回の会議で整備が完了である旨を報告済です。

●都市公園特定事業

平塚市総合公園及び湘南海岸公園について、令和7年度は日常点検等を行い、園内の駐車場や沿路等について適切に維持管理を実施いたしました。今年度も引き続き維持管理に努めます。

新宿公園につきましては、今年度はワークショップを行い、公園内のバリアフリーのあり方等について、市民や商業者等の意見を聴取し、整備に向けた検討を進めます。

●交通安全特定事業

① 交通安全施設の点検・補修

令和7年度は交通安全施設の点検整備を随時行い、必要性の高い補修に優先順位をつけて実施したほか、音響式信号機等の不具合については最優先で対応しました。

また、令和7年度中は平塚市役所前交差点及び平塚ろう学校横断歩道にエスコートゾーンが設置されました。

今年度につきましては、平塚駅前交差点及び市民プラザ前交差点にエスコートゾーンを設置する予定です。

なお、エスコートゾーンについて、令和7年度に設置された平塚市役所前交差点と、今年度設置予定の平塚駅前交差点及び市民プラザ前交差点については、前回のバリアフリー推進協議会にて障がい者団体連合会様から要望があった箇所です。

今後も設置要望のある箇所について検討してまいります。

② 違法駐車追放強化期間の実施

令和7年度は、駐車監視員活動ガイドラインにおいて、最重点路線3路線、重点路線6路線、最重点地域2地域、重点地域4地域を指定し、駐車監視員による放置駐車違反取締りを実施しました。

今年度は駐車取締り活動、駅前繁華街での広報啓発活動、違法駐車をさせない道路環境づくり促進活動を推進してまいります。

② 交通マナー向上のための広報、啓発活動の実施

令和7年度は、毎月1日、15日の交通安全日、冬季の運動における交差点での通学児童見守り活動、街角アドバイス、パトカーによる交通安全広報及び大型商業施設のデジタルサイネージのほか、事業所や学校等における交通安全講話、各種キャンペーン等の広報啓発活動を実施しました。

今年度も引き続き取り組んでまいります。

●教育啓発特定事業

○心のバリアフリー(理解、手助け、利用を妨げない、情報提供)

① 福祉教育の推進

小中学校において特別な教科道徳や総合的な学習の時間を活用し、福祉教育を行った他、委員会活動を通して福祉に関する啓発を行いました。

② 疑似・点字・誘導・手話体験の実施

年 90 回の計画に対して 147 回実施しました。

③ ボランティア研修の実施

生活支援コーディネートチーム構成員研修を1回実施しました。

④ パネル展の開催

計画通り3回実施しました。

④ 福祉ショップ「ありがとう」を通じた取組み

製品等の販売を通じて通年で障害者への理解促進、思いやりの心の醸成に向けた取り組みを行った他、平塚市、東海大学交流提携40周年記念事業として、福祉ショップありがとうの新製品やイメージキャラクターを新たに作成いたしました。

④ 冊子等を活用した周知・啓発／⑤ 生活関連経路の巡回指導、啓発パンフレットの配布／⑥ 活動事例の紹介及び取組依頼

資料1に記載の計画のとおり実施しています。

⑦ 生活関連施設等のバリアフリー情報の発信／⑧ バリアフリーマップの更新

令和2年12月に実施した、掲載情報の更新から年数が経過したことから、改めて各生活関連施設に対して情報の更新依頼を行い、令和8年4月に事前更新を行いました。更新したマップは、参考 1 の「ひらつかバリアフリーマップ」のとおりです。

なお、本市のウェブサイトで公開している地理情報システムであるひらつかわくわくマップ内のバリアフリー情報についても同様に更新しております。

各項目について、今年度も継続して取り組んで参ります。

●その他の事業

主な内容について報告いたします。

○平塚駅周辺の移動円滑化

令和7年度は、平塚駅周辺地区将来構想の実現に向けた整備事業の検討の中で、必要に応じて施設管理者との情報共有を行いました。

また、平塚駅南口駅前広場の改修については、今年度、関係機関と協議調整を図りながら、平塚駅南口駅前広場の改修案を作成してまいります。

○平塚駅周辺の駐輪対策

自転車利用マナーアップキャンペーンの実施を、令和7年度は12回実施しました。例年実施している市内高等学校7回のほか、平塚駅 3km 圏内の商業施設で5回実施しています。

○歩行者の安全対策

令和7年度は経路番号 15 浅間町 3 号線に 0.4km、経路番号 21 天沼宮松町線に 0.5 kmの自転車の車道通行を誘導する法定外路面標示(矢羽根)を設置しています。この他、生活関連経路以外でも矢羽根を設置しています。

今年度は、経路番号 19 三島神社後谷線に 0.4km、こちらは自転車専用通行帯(自転車レーン)を設置するほか、生活関連経路以外でも自転車専用通行帯や矢羽根を設置する計画です。

○公共サイン

① 駅周辺公共施設など案内サインの設置及び修繕について、

駅周辺公共施設など案内サインの設置及び修繕について、今年度は海岸エリアへの設置に向け検討調整を進めていくとともに、既存サインの修繕を適宜行います。

【座長】

ただいま、令和7年度の事業実績及び令和8年度の事業予定についてご説明がありました。何かご意見・ご質問はございますか。

【構成員】

自転車の走行について伺います。視覚障害の場合は、自転車通行帯が整備されているのか、歩道が自転車通行可の扱いになっていたりするのか、判断できません。

例えば、福社会館から追分交差点に向かう道路は、どのようになっているのでしょうか。

【事務局】

駅から3km圏内のところは、車道への矢羽根表示または自転車通行帯の整備を進めています。ご指摘の場所は、車道に矢羽根表示が追分交差点から平塚郵便局付近まで整備されています。歩道については、自転車通行可の標識が設置されています。

【構成員】

該当箇所について、原則、自転車は車道を走行しないといけないということですか。

【事務局】

車道に自転車を誘導する矢羽根標示は整備していますが、歩道部分も歩行者優先の中で自

転車が通行していると思われます。

【構成員】

自転車は車道を走行と言われても、歩道を走るのだと思います。おそらく点字ブロックが歩道の中心に敷設され、車道側を自転車が歩行者を避けながら走行していると思いますが、点字ブロックを民地寄りに改修する計画はありますか。

【構成員】

現在のガイドラインでは、点字ブロックを歩道内に新たに敷設する場合は、民地側から点字ブロック2枚分である60cm離れた場所へ設置することになっていますが、過去に敷設した場所では、設置場所はまちまちな状況です。

今後のまちの点検などを踏まえ、事業計画の中における位置づけや、改修の優先順位付けを検討することになると思います。

【構成員】

自転車の走行について、マスコミでも大きく取り上げられていますが、令和8年4月1日から青切符制度が導入され、皆さんの関心も非常に高いところです。

警察では、交通指導取締り活動等を通じて、自転車の通行は車道が原則であり、歩道はあくまで例外という、自転車ルールの周知を行っていますが、ルールをまだ理解していない方も非常に多いのが現状なので、安全講話等の活動を通じ、周知を図っていきたいと考えています。

【構成員】

道路の保守点検について、停止線や横断歩道等の路面表示は何年ぐらいの間隔で補修されていますか。

【構成員】

停止線や横断歩道は、警察活動や業者に調査委託し、薄くなった箇所に優先順位をつけて、順番に補修しています。

何年で塗り替えるのか、といった補修の基準はありませんが、薄くなった箇所から順次対応しております。

【構成員】

心のバリアフリーについて、障害者の方の幸せ度調査のようなものは実施されていますか。

【構成員】

本日の会議では障がい福祉課の職員が出席しておりませんので、分かる範囲での回答になりますが、幸せ度調査という名目での調査は実施しておりません。また、幸せ度をどのように図るのかも課題であると思います。

しかしながら、障がいのある皆様の方々からは、障がい福祉課の方で障がい者福祉計画を 5 年に 1 度策定する際にアンケートをとらせていただき、様々なご意見やご要望をいただくほか、障がい者団体連合様から毎年様々なご意見をいただいております。

そのため、幸せ度の調査ではございませんが、行政として対応すべきところをお答えしていくという姿勢を持って対応しております。

【座長】

ありがとうございました。そのほかに、ご意見ご質問はございますか。

(意見・質問なし)

それでは、議題 1、令和 7 年度事業実績及び令和 8 年度事業予定については以上です。

(2) 平塚市バリアフリー基本構想に基づく事業計画(令和4年度～令和7年度)事業評価について【資料2】

【座長】

議題 2 平塚市バリアフリー基本構想に基づく事業計画の事業評価について事務局から説明してください。

【事務局】

資料 2 をご覧ください。

令和 4 年 6 月に作成した、平塚市バリアフリー基本構想に基づく事業計画について、事業期間が令和 7 年度までであることから、最終年度である令和 7 年度末時点での事業評価を、4 段階で整理いたしました。

大きなカテゴリーといたしましては、達成と未達成がございます。

達成のカテゴリーについては、例えばノンステップバスや UD タクシーの導入台数など、事業量に明確な数量が記載されていて、令和 7 年度末に完了した事業を「完了」としております。

また、事業量が随時となっているものなど、事業量に明確な数量が記載されておきませんが、事業期間中に実施した事業を「実施」としております。

続いて、未達成のカテゴリーについては事業量に明確な数量が記載されていて、事業期間中に実施しましたが、事業期間中に完了していない事業を「一部完了」としました。

また、事業期間中に実施ができなかった事業については、「未着手」としました。

また、令和 8 年度以降の特定事業計画においても、引き続き計画に位置付けている事業については、評価結果に「継続」と記載しております。

続きまして、事業別の評価結果です。

公共交通特定事業については、すべて達成しております。

ノンステップバスについては、計画通り 14 両導入し、ユニバーサルデザインタクシーについては、計画の 31 台に対して、計画を上回る 45 台の導入を達成いたしました。

続いて道路特定事業については、概ね達成しています。経路番号 7 駅前通り線、具体的な場所としては、市役所北交差点から、県合同庁舎前交差点までの東側歩道への視覚障害者誘導ブロック設置、経路番号 9 海岸南中線の市民プラザ前交差点から横浜ゴム南側まで東側歩道、崇善小学校側の歩道巻き込み部の改修及び視覚障害者誘導ブロック改修、続いて経路番号 19 三島神社後谷線の須馬踏切内、視覚障害者誘導表示、いわゆるエスコートゾーンの設置について、全て完了をしております。

なお国道 1 号線の交差点部のバリアフリー化については、「未着手」という評価にしております。

横浜国道事務所様からは、崇善小学校前交差点の巻き込み部について、今後工事着手を目指していると伺っておりますが、宮の前歩道橋のエレベーター及び斜路つき階段の設置検討については、長期的な課題であると伺っております。

引き続き、横浜国道事務所様と連携いたしまして、検討してまいります。

続いて、都市公園特定事業についてはすべて達成しております。

平塚市総合公園において、南第1駐車場の一部スロープ化や、園路内の凹凸のある箇所の再舗装等を行っております。

続いて、交通安全特定事業については、すべて達成しております。

事業期間内においては、議題 1 でお伝えした通り、平塚市役所前交差点と平塚盲学校前横断歩道にエスコートゾーンを設置したほか、平塚市内 6 ヶ所の交差点において、目の不自由な方等を対象とし、スマホアプリで、歩行者信号の状態を音声で知らせる歩行者支援システム(高度化PICS)を整備して、令和 5 年度末に運用を開始しています。

続いて、教育啓発特定事業については、すべて達成しております。

事業期間内においては、市商業観光課と土木総務課にて年 1 回の商店街の会合にて、心のバリアフリーに関する啓発チラシを配布した他、議題1でお伝えした通り、ひらつかバリアフリ

ーマップの更新を行いました。

続いて、その他の事業については、概ね達成しております。

事業期間内においては、市交通政策課にて、市内高校や商業施設での自転車マナーアップキャンペーンの実施や、生活関連経路における自転車走行環境整備として、自転車を車道に誘導するための法定外路面標示、矢羽根の整備を行いました。

なお、自転車走行環境整備の事業量である、2.5kmにつきましては、一部に整備出来なかった箇所があるため、整備箇所が 2.4kmとなったことから「一部完了」という評価としました。

特定事業計画においても整備が必要な路線を位置づけることで、引き続き整備に向けて検討を進めて参ります。

続いて、公共サインの設置についても、事業期間内に設置ができなかったことから「未着手」という評価としておりますが、こちらについても引き続き特定事業計画で位置付けまして、整備に向け検討を進めて参ります。

今後については、特定事業計画の策定においては、従前の事業計画から継続し、移行する事業につきましては、国のバリアフリー法に基づく基本方針における次期整備目標を踏まえまして、各事業者様に個別のヒアリングを実施して、適宜事業内容の見直しを行いました。

また、生活関連経路において総点検を実施し、視覚障害者用誘導ブロックの設置、改修等のバリアフリー整備が必要な箇所がいくつかございました。

このようなところは新たに特定事業計画に位置付け、引き続き本協議会で進捗状況を確認することで、各事業者との連携強化と、事業の円滑な推進を図って参ります。

【座長】

ありがとうございました。本件について、何かご意見やご質問はございますか。

(意見・質問なし)

それでは、議題 2 平塚市バリアフリー基本構想に基づく事業評価については以上です。

(3) 生活交通改善事業(バリアフリー化設備等整備事業)令和8年度事業計画(案)について【資料3・4・参考2】

【座長】

続きまして、議題(3)生活交通改善事業計画令和 8 年度事業計画案について事務局から説明をしてください。

【事務局】

本題に入る前に、生活交通改善事業計画について説明いたします。

生活交通改善事業計画とは、バス事業者やタクシー事業者などの交通事業者が、国の補助事業である地域公共交通確保維持改善事業を活用し、福祉タクシーや UD タクシー、ノンステップバスを導入するために、補助の申請の書類の提出とあわせて必要となる計画になります。

この計画は公共交通利用者である、市民や障がい当事者等が参加している協議会等での承認が必要となります。

これから計画案をお示しいたしまして、本協議会にて承認終えた後に交通事業者を通じて、国に計画を提出するような流れとなっております。

それでは、資料3をご覧ください。

こちらは福祉タクシーと UD タクシーの導入についての計画案となります。

福祉タクシーと UD タクシーの違いにつきましては、参考2「ユニバーサルデザインタクシーと福祉タクシーについて」をご覧ください。UD タクシーは、高齢者や車椅子利用者だけでなく、妊娠中の方や子供連れの方と、様々な方が利用しやすいように設計されたタクシー車両を指します。一方で、福祉タクシーとは、車椅子利用者等のタクシー利用に限定した車両のことになっておりまして、車両の後ろ側にスロープを出して車椅子のまま乗車できる車両等があります。

資料 3 に戻ります。

4 の項目に記載されている事業内容の通り、今年度は市内の各タクシー事業者で、UD タクシーを合計 19 台、神奈中タクシー様にて福祉タクシーを 3 台、国の補助を活用して導入する予定となっております。

続いて資料 4 をご覧ください。ノンステップバスの導入についての計画案です。

こちらも中段の項目 4 のとおり、今年度は神奈川中央交通株式会社様で、ディーゼル車両のバスを大型 6 台、中型 1 台を導入する予定となっております。

先ほど説明した資料 3 と資料 4 の導入計画について、協議会での承認をいただきたく、よろしく申し上げます。

【座長】

ありがとうございました。ただいまの件について何かご質問やご意見ございますか。

(意見・質問なし)

それではこの生活改善事業計画案については今回として承認してもよろしいでしょうか。

それでは、異議がないようなので、本計画は承認していただきました。

事務局は補助対象事業者様に対して、本事業の本計画の送付をお願いします。

(4)情報提供及び要望事項について【資料5・6・参考3】

【座長】

続きまして、議題(4)情報提供及び要望事項についてです。

協議会の開催にあたりまして、情報提供したい項目や協議したい項目などについて照会をしたところ、平塚市道路整備課から1点情報提供がございました。また、平塚市障がい者団体連合会様からご要望1点いただいております。

まずは情報提供について、道路整備課から説明をお願いします。

【構成員】

資料5をご覧ください。平塚駅の東側にある須馬踏切について、令和7年度に障がい者団体様立会いの上で、踏切道内へ視覚障害者誘導表示を設置いたしました。今後は、整備後の事後評価を国に出す必要があるため、利用者の方のご意見を把握させていただければと思います。その際はご協力をお願いいたします。

【座長】

ありがとうございました。障がい者団体連合会様におかれましては、誠にお手数でございましたから、団体からのご意見の取りまとめ等についてお願いすることになりますので、御協力をよろしくお願いします。

続いて、要望事項に移ります。事務局から説明をしてください。

【事務局】

まずは、前回のバリアフリー推進協議会にて要望を伺った箇所について報告いたします。

参考3をご覧ください。

前回のバリアフリー推進協議会にて、平塚市障がい者団体連合会様から、平塚駅北口駅前広場の9番・10番バスのりば付近の視覚障害者用誘導ブロックについて、歩道のタイルと同化した色になっており、視認性が悪いことや、視覚障害者用誘導ブロックが一部劣化している箇所があるということで解消して欲しいという要望がございました。

その要望を受けまして、平塚市道路管理課にて改修を実施いたしました。

また、4番バスのりば付近も、視覚障害者用誘導ブロックが歩道のタイルと同化している箇所

がありましたので、あわせて令和8年3月に改修を行いました。

本題に戻りまして、平塚市障がい者団体連合会様から1点ご要望を伺いましたので説明をいたします。資料6をご覧ください。

平塚市福祉会館南側の歩道に設置されている視覚障害者誘導用ブロックにつきまして、一部凹凸が低く、視覚障がい者の中には、足の裏でブロックを踏んで確かめる方がいらっしゃるそうですが、確認がしにくいため、改修して欲しいという要望がございました。

要望事項についての説明は以上になります。

【座長】

ただいまの説明のあった要望について、道路管理課からの回答をお願いします。

【構成員】

ご指摘の視覚障害者誘導用ブロックについて、凹凸がすり減っている状況を確認しました。このため、今年度中の改修を予定しています。

【構成員】

ありがとうございます。私も時々車道の近くまで出てしまうみたいで、歩行者や自転車利用者から「危ないよ」と言われることがあります。私だけではなく、他にもそういう方がいらっしゃいます。

以前は福祉会館への通路につながる歩道と車道との間に生け垣があったのですが、車が駐車場に入りづらいということで撤去され、現在はガードレールも無いため、車道近くまで歩いてしまうことがあり、危ないと思っています。

【構成員】

歩道と車道の間には約5センチの段差があるブロックが設置されていますが、以前は植え込みがあったとのことで、再度確認させていただき、車の出入りへの支障の有無等、今一度確認させていただければと思います。

【座長】

まずは調査をするということで、よろしくお願いします。

それでは、議題4 情報提供及び要望事項については以上とさせていただきます。

最後に、全体を通して何かお気づきになられたことや、ご質問等がございましたら、お願いします。

(意見・質問なし)

無いようでしたら、以上で議題は終了とさせていただきます、進行を事務局へお返しします。

【事務局】

これをもって、令和 8 年度第 1 回平塚市バリアフリー推進協議会を閉会します。

次回の協議会の開催予定ですが、令和 8 年 12 月下旬を予定しておりますので、ご承知おきください。

本日はお忙しい中お集まりいただきまして誠にありがとうございました。

以 上